

						目次		岡山県公報	
								発行 岡山県	
						担当課（室）			
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	保安林の指定予定	〃	保安林の指定施業要件の変更予定	〃	〃	漁業災害補償法の規定による同意の成立	土砂災害警戒区域の指定	〃	〃
	治山課	〃	〃	〃	〃	水産課	防災砂防課	〃	〃
	建築指導課	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	二級建築士の免許の取消し	【公告】							
								目次	
								担当課（室）	

◎岡山県告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市樫西字長野屋一八七八、一八八七、一八八八、一九〇六の三、一九〇六の一、一九〇六の一五、一九〇六の三二、一九〇六の三三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長野屋一八七八・一八八七・一九〇六の一・一九〇六の一五・一九〇六の

三二・一九〇六の三三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市樫東字稗原一五〇四の一、一五〇四の四、一五〇四の五、一五〇四の一から一五〇四の一四まで、一五〇四の二一、一五〇四の二三、一五〇四の二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

井原市（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

井原市（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百七十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 区域 大島美の浜漁業協同組合の地区のうち、旧笠岡市大島漁業協同組合の区域
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

◎岡山県告示第五百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号

土砂災害の発生原因と

指定の区域

なる自然現象の種類

二〇三K林田〇〇五

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第五百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、高梁市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇九D成羽町佐々木〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D成羽町佐々木〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九J備中町平川〇〇三	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部高梁地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第五百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、備前市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二一K日生町寒河〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K日生町寒河〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K日生町寒河〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K日生町大多府〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K日生町日生〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K日生町日生〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K日生町日生〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K日生町日生〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一D日生町寒河〇二九	土石流	次の図のとおり
二二一D日生町寒河〇三〇	土石流	次の図のとおり
各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域工務課に備え置いて縦覧に供する。		

平成27年11月24日 岡山県公報 第11739号

◎岡山県告示第五百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、真庭市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二四D上河内〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四J中河内〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J中河内〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二二四J田原山上〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J田原山上〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二二四J田原山上〇〇三	地滑り	次の図のとおり
二二四J田原山上〇〇四	地滑り	次の図のとおり
二二四J日野上〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J野原〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J曲り〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J月田〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J月田〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二二四J若代〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J星山〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J下中津井〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J宮地〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J五名〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J上水田〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J上皆部〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J田口〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二四J田口〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二二四J見明戸〇〇一	地滑り	次の図のとおり

二二四丁仲間〇〇一

地滑り

次の図のとおり

二二四丁本庄〇〇一

地滑り

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山

県美作県民局建設部真庭地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第五百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、美作市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二五D白水〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二五D白水〇〇九	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第五百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、苫田郡鏡野町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六〇六K貞永寺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K貞永寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K貞永寺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K貞永寺〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K土居〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K土居〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K土居〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K馬場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K和田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K和田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K和田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K和田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六D下原〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D上森原〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D上森原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D塚谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D塚谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D塚谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
六〇六D塚谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
六〇六D貞永寺〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D貞永寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D貞永寺〇〇三	土石流	次の図のとおり

六〇六 D 貞永寺〇〇四	土石流	次の図のとおり
六〇六 D 貞永寺〇〇五	土石流	次の図のとおり
六〇六 D 貞永寺〇〇六	土石流	次の図のとおり
六〇六 D 馬場〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六 D 馬場〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六 D 馬場〇〇三	土石流	次の図のとおり
六〇六 D 和田〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六 D 和田〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六 J 小座〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六〇六 J 貞永寺〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六〇六 J 土居〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六〇六 J 土居〇〇二	地滑り	次の図のとおり
六〇六 J 富西谷〇〇一	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月24日 岡山県公報 第11739号

◎岡山県告示第五百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、久米郡美咲町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六六六K下谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K吉ヶ原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K吉ヶ原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K高城〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K高城〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小瀬〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K上間〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K惣田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K惣田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年11月24日 岡山県公報 第11739号

六六六K飯岡〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K連石〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K連石〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六D塩気〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D塩気〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D吉ヶ原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D吉ヶ原〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D吉ヶ原〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D吉ヶ原〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D久木〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D久木〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D久木〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D久木〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D休石〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D栗子〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D柵原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D柵原〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D小瀬〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D小瀬〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D大戸下〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D大戸下〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D大戸下〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D大戸下〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D大戸下〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D大戸上〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D大戸上〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D大戸上〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D大戸上〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六六D大戸上〇〇九	土石流	次の図のとおり

六六六D定宗〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D藤原〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D藤原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D飯岡〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D連石〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

〔四七四〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十七年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十七年十一月十七日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

中原 猛雄 二級建築士 第三四七〇号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため